

世田谷区養育費の取決めにに関する公正証書作成等費用助成事業 Q&A

NO	分類	Q	A
1	対象	他の自治体で、すでに助成金（補助金や給付金など同様の内容のものを含む）を受け取っている場合は、世田谷区で助成を受けられないのか？	同一事案（同じ取決め内容）の場合は他の自治体ですすでに助成金を受けていると世田谷区の助成金は受けられません。 他の自治体ですすでに助成金などを受けていても、別の事案（別の取決め内容）かつ他の対象要件にあてはまる場合は、世田谷区の本助成金を受けることができます。
2	対象	養育費の取決めをおこなってから、6か月以上経過しているが申請は可能か？	公正証書や調停調書等を作成した日から6か月以内を申請期限としております。 大変申し訳ございませんが、作成した日から6か月を経過した場合は、申請の受付はできません。
3	対象	令和6年3月31日に養育費についての取決めをおこなったが、助成は受けられるか？	令和6年4月1日以降に、公正証書や調停調書、審判書などで取決めをおこなった方が対象です。 大変申し訳ございませんが、書類作成日が令和6年3月31日以前の場合は助成の対象となりません。
4	助成回数	助成は1度きりなのか？	別の事案（別の取決め内容）であれば、2度目以降も助成は可能です。 （例）養育費を公正証書で取決めした後、その養育費の金額を増額（または減額）するため公正証書で取決めしなおした場合
5	添付書類	領収書は原本が必要か？	《窓口申請》 原本をお持ちいただければ、窓口にてコピーを取らせていただきます（原本は返却いたします）。 なお、相手方の氏名が記載されている場合はマスキングしてコピーいたします。 《電子申請》 相手方の氏名等が記載されている場合は、マスキング（黒塗り等）したうえでスキャン等でデータ化しそのファイルをアップロードしてください。 《郵送申請》 相手方の氏名等が記載されている場合はマスキング（黒塗り等）したコピーを郵送してください。 ※郵便事故等のトラブルを避けるために、窓口や電子申請でのお手続きを推奨します。
6	添付書類	公正証書や調停調書、審判書などの書類はどのように提出すればよいのか？	《窓口申請》 書類の原本をお持ちいただければ、窓口にてコピーを取らせていただきます。 《電子申請》 書類の全ページの画像やPDFデータ等をアップロードしてください。 なお、アップロードする際は、相手方の個人情報（氏名・住所など）のマスキング（黒塗り等）にご協力ください。 《郵送申請》 相手方の個人情報（氏名・住所など）をマスキング（黒塗り等）したコピー（書類全ページ）を郵送してください。 ※郵便事故等のトラブルを避けるために、窓口や電子申請でのお手続きを推奨します。
7	添付書類	子どもの戸籍全部事項証明は原本が必要か？	《窓口申請》 原本をお持ちいただければ、窓口にてコピーを取らせていただきます（原本は返却いたします）。 ご自身でコピーされたものをお持ちいただいても構いません。 《電子申請》 書類の画像やPDFデータ等をアップロードしてください。 《郵送申請》 コピーを郵送ください。 ※郵便事故等のトラブルを避けるために、窓口や電子申請でのお手続きを推奨します。

世田谷区養育費の取決めにに関する公正証書作成等費用助成事業 Q&A

NO	分類	Q	A
8	添付書類	領収書が連名の場合はどうすればよいか？	連名の場合は、相手方の氏名をマスキング（黒塗り）して提出ください。 なお、助成対象となるのは養育費の取決めににかかった費用かつ申請する方が負担した費用のみとなりますので連名の場合は、ご自身が負担した金額（全額の場合は全額、折半の場合は折半した金額）を申請してください。 ※金額について確認させていただくことがあります。
9	添付書類	費用を折半した場合は領収書に何か記載するのか？	ご自身が負担した金額（例：〇〇円を負担）を領収書の余白に記載してください。
10	添付書類	領収書に養育費以外の取決め費用も含まれている場合はどうすればよいか？	領収書（公正証書の場合は「計算書（兼領収書）」はそのまま提出いただき、申請額は養育費の取決め費用を記入をお願いします。
11	審査期間	決定通知は申請からどのくらいの期間で送付されるのか？	申請後、約2週間で申請時に記入いただいたご住所に通知を郵送いたします。 ※内容の修正確認などがあった場合には2週間以上かかることがあります。
12	修正	交付決定を受ける前に申請内容に誤りや変更があったことに気づいたがどうすればよいか？	《電子申請》 子ども家庭課子ども・子育て支援（03-5432-2569）にお電話いただき、申請の修正をおこないたい旨をお伝えください。 電子申請システムより補正依頼をお送りします。依頼が届きましたら訂正をお願いします。 （軽微な修正の場合は子ども家庭課で職権訂正させていただくこともあります） 《窓口・郵送申請》 子ども家庭課子ども・子育て支援（03-5432-2569）にお電話いただき、申請書の再提出をお願いします。
13	取消	電子申請で手続きをおこなったが、助成の対象ではなかったことに気づいた。取消できるか？	申請後に届く、送信完了メールに記載のURLより申請状況の確認や取消ができます。 ※取消は申請状況が「受付中」のときのみ可能です。
14	窓口予約	窓口の予約を電子申請でおこなったが、日にちを変更したい場合はどうすればいいのか？	最初に予約いただいた際に届いた送信完了メールに記載のURLより予約の取消をおこなった後、改めて電子申請により予約をしておこなってください。もしくは、お電話で予約を変更したい旨をお伝えください。
15	振込	助成金の振込先について	費用を負担した方（申請者）の口座に振込みます。申請書兼請求書に申請者の口座情報を記入してください。
16	その他	強制執行認諾文言（約款・条項）とは何か？	養育費について取り決めた内容に加えて、養育費を支払う義務を負う人が、支払が滞った場合には直ちに強制執行を受けてもやむを得ないと言ったことも公正証書に記載しておく（これを「強制執行認諾文言」と呼びます。）ことで、調停や審判といった家庭裁判所での手続を経なくとも、直ちに強制執行の手続を行うことができるようになります。 (強制執行認諾文言の例) 第●条（強制執行認諾） 甲は、第○条の債務の履行を遅滞したときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。